

## 市意見の概要

### 1 届出概要

- (1) 店舗名称 (仮称) ドン・キホーテ山崎店
- (2) 届出日 平成27年6月1日
- (3) 届出内容 法第5条第1項に基づく新設届

### 2 審査の結果

市意見なし

なお、附帯事項として以下の内容を設置者に伝えた。

- (1) 来退店車両による周辺的生活道路への侵入や、周辺における交通渋滞を引き起こさない様、看板などで来退店経路を周知徹底すること及び、繁忙期には適切な位置に交通整理員を配置すること。
- (2) 今後、交通量が増加する懸念がある場合、周辺の交通状況について自ら調査し、行政へ報告すること。また、調査結果に基づき、出入口の位置の再検討を含め、可能な対策を講じること。
- (3) 近隣住民・関係機関等から苦情や指摘があった場合は、市に対してすみやかに報告を行うと共に、適切に必要な対策を講じること。  
また、地域から当該事項に係る指摘があった場合は適切に対応すること。
- (4) 深夜営業においては、青少年等に対する声掛けを徹底し、防犯活動に協力すること。
- (5) 今後も、地域住民からの要請があれば、地域住民と協議する場を設けること。

### 3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

#### (1) 交通に係る事項

駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造、駐輪場の確保、荷さばき施設の整備、経路の設定等交通に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

#### (2) 騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

#### (3) 廃棄物に係る事項

廃棄物の保管や運搬・処理等廃棄物に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

#### (4) その他の事項

防災・防犯対策への協力、街並みづくり等に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

#### 4 住民意見に対する考え方の整理

##### 【住民意見1】

(1) 大店法第1条「この法律は、大規模小売り店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売り店舗を設置する者により、その施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保する」とある。「生活環境の保持」とは、人間・生物に影響を及ぼす、地域の自然・社会環境などを広義の意味で「損なわず、保持する」と解すべき。また「配慮」とは、「生活環境」に対し、現状の自然的・社会的な地域環境を「損なうことがないよう配慮」すると解すべき。

また、大店法第10条「届け出をした者は、その大規模小売り店舗の周辺の地域の生活環境の保持について適正な配慮をし小売店舗を維持し及び、運営しなければならない」としている。この「運営しなければならない」規定は、届出をした者に対し「配慮は義務」ともいえるもので、第1条と合わせ「生活環境の保持」するための具体的措置として「営業時間は夜10時まで」の地域住民の要望は実現されるべき。

(2) 当地域の生活スタイルは夜10～11時が就寝時間であるため、出店予定地の自然・社会生活環境から周辺店舗の終業時間は夜10時であり、「営業は夜10時まで」に「配慮」することは、出店企業としても地域社会の一員として当然である。

特に、店舗の交通計画において店舗沿いの国道362号の分離帯により店舗に右折進入ができないため、旧362号に迂回する車両により、夜間より早朝まで旧362号沿線の住民にとって信号機も取り外された旧道への迂回による交通量の増大は、騒音公害と危険な事故の増大ともなる看過できない問題がある。

また、店舗よりの帰路についても旧362号に迂回することは同様の問題がありますが、この帰路については、大門町の市道経路が予測され、この場合、大門町の市道通行量増大は山崎の旧道より狭小で、かつ、通学路となっているなどの問題がある。

このような「交通計画」は地域住民には「百害あって、一利なし」と言えるものであり、住民の安全確保からも根本的な対策としての「営業は夜10時まで」が実施されないままの車両への看板誘導などで由とするわけにはいかない。

なぜなら、これまで学区自治会連合会の市議会陳情に対し、議会・委員会での「営業時間は規制できない」との市の姿勢は、大店法・市条例の「目的・趣旨」を理解しないばかりか、市民の生活環境を守る姿勢が全く感じられないことであります。

このような静岡市の行政姿勢は「住民の福祉増進を基本とする」との自治法が規定する自治体の基本をないがしろにするものであります。

以上、大店法、市条例の関連条項に基づき、住民の生活環境を守る市の姿勢を明確にするためにも、大店法・市条例の「指導・助言」「勧告」権限行使により、「営業は夜10時まで」となるよう求めるとともに、「自治体として行政を自主的」（自治法第1条）に判断し、住民の生活環境保持のあるべき姿を鮮明にすることを期待します。

⇒【住民意見1に対する考え方の整理】

(1) 法・条例の考え方

法における「生活環境」とは、大規模な集客や物流といった特性を有する大型店が立地をするということによって、特徴的、または集約的に生ずる交通問題（駐車待ちの車による渋滞など）、廃棄物の問題（ごみの保管、悪臭など）、騒音問題その他地域の住民の利便、業務の利便を確保し、またはその悪化を防止することが必要とされる対象である。

法第4条では、大型店が立地することによって、特徴的、また集約的に生じる問題に関して、大型店の設置者が法的に配慮すべき事項の範囲を規定している。

指針においては、以下の表に記載する事項について定めている。

○駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

指針配慮事項	
(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項	①駐車場の必要台数の確保
	②駐車場の位置及び構造等 イ 効率的な駐車場形式の選択及び出入口の数、位置 ロ 駐車待ちスペースの確保 ハ 駐車場の分散確保 ニ 駐車場出入口における交通整理
	③駐輪場の確保等
	④荷さばき施設の整備等 イ 荷さばき施設の整備 ロ 計画的な搬出入
	⑤経路の設定等 イ 来客車両の適切な案内経路の設定及びその情報提供 ロ 搬出入車両の経路に係る配慮 ハ 必要に応じたバス等公共交通機関の停車場設置に係る配慮 ニ 市が実施する交通対策事業への協力等
(2) 歩行者の通行の利便の確保等	
(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	
(4) 防災・防犯対策への協力	

○騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

指針配慮事項
(1) 騒音の発生に係る事項 ① 騒音問題への対応策 ② 騒音の予測・評価
(2) 廃棄物に係る事項等 ① 廃棄物等の保管 イ 保管のための施設容量の確保 ロ 廃棄物等の保管場所の位置及び構造等の配慮 ② 廃棄物等の運搬や処理 ③ その他の廃棄物等に関連する対応方策
(3) 街並みづくり等への配慮等（景観・地区計画・光害）

法では、営業時間が深夜に及ぶことをもって直ちに配慮がなされていないと判断するものではなく、深夜営業を行うことで、指針で定める事項の範囲において、必要な配慮を講じているかについて判断することになる。

法における意見とは、市が周辺の生活環境の保持の見地から提出できるものである。また、勧告とは、設置者が市から提出された意見を適切に反映しておらず、周辺の生活環境になお著しい悪影響があると認められる場合に、市が設置者に行うものである。

本計画について、法の指針に照らし検討した結果、必要な配慮がなされているものと判断し、よって市意見は無いとすることが妥当。

「静岡市良好な商業環境の形成に関する条例」に関しては、条例の目的が買物環境の整備であり、法が目的とする生活環境の保持ではない。

大規模小売店舗立地法で定める指針の範囲外であり、よって市条例は、市の意見対象とはならない。

## (2) 交通について

設置者と住民との間で任意に開催された協議会において、交通経路について再検討が行われた結果、オープン時においては、旧 362 号は経路として設定せず、それに代わり、当該道路から一本北側の道路を経路として使用することが、追加報告で示された。

また、オープン時においては、経路周知のため、主要な個所において、交通誘導員手持ちによる看板配備すること、経路設定されていない大門川浴いへの侵入を防ぎ、適正な誘導を図ることが併せて示された。

加えて、専門委員会での質疑応答の中で、買物をした客に対して、その場で経路を記載した案内図を配布することが、設置者から表明された。

これらのことから、交通について、大規模小売店舗立地法の指針に照らし、必要な配慮がなされているものと判断した。

## 【住民意見 2】

(1) 大店法第 1 条「この法律は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者により、その施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保する」とある。「生活環境の保持のため」の「配慮」は、人間・生物に影響を及ぼす、地域の自然・社会環境など広義の意味で「損なわず、保持する」と解すべき。

また、大店法第 10 条「届け出をした者は、その大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持について適正な配慮をし小売店舗を維持し及び、運営しなければならない」としている。この「運営しなければならない」規定は、届け出をした者に対し「配慮は義務」ともいえるもので、第 1 条と合わせ「生活環境の保持」するための具体的措置として「営業は夜 10 時まで」は、当地域の生活スタイルは夜 10～11 時が就寝時間であること、出店予定地周辺店舗の終業時間も夜 10 時であり「営業は夜 10 時まで」の「配慮」は出店企業として地域社会の一員としても当然のこととして実現されるべき。

(2) 当町内会は、静岡市地域まちづくり推進条例による「羽鳥大門地区計画」を昨年 11 月条例化し、「建築高 12M・ワンルームマンション規制・建築物の原色規制・堀高 60 cm 以上は透視構造、屋根への看板規制」など地権者の同意のもと「太陽と爽やかな風のまち」として、静岡市のまちづくり構想による「住み良いまちづくり」を進めている地域が「夜型のまち」となることは静岡市の都市計画・まちづくり計画に反するものであります。

このような静岡市のまちづくり計画を縦割り行政だから「知らない」で済む問題ではなく「営業は夜 10 時まで」の要望実現は、静岡市まちづくりの基本に関わる問題として認識することが求められます。

(3) 「交通計画」に関し、出店舗の交通計画において、店舗沿い国道 362 号の分離帯により店舗への右折進入ができないため旧 362 号に迂回することになっているが、大門町内会としては、店舗よりの帰路に関して大門町の市道経路が予測され、この場合、大門町の市道通行量増大は、山崎の旧道より狭小であり、この市道に夜間から早朝に時間当たり 120 台の車両の通過による騒音公害・事故の危険性など、当町内住民の生活環境が損なわれることは明白である。また、当町内の市道はいずれも子供たちの通学路となっているのであり、このような「交通計画」は地域住民には「百害あって、一利なし」と言えるもので、住民の安全確保からも根本的な対策としての「営業は夜 10 時まで」が実施されないままの車両への看板誘導などで由とするわけには断じていかない。

終わりに、「営業は夜 10 時まで」の地域要求に対する出店者の頑な態度に関わらず、静岡市は出店者に対し、市条例第 13 条「指導・助言」や第 14 条「勧告」等の行為を行っていないことは、市条例を自ら「市文化」しているばかりか、「営業時間の規制はできない」などと大店法の「生活環境の保持」市条例「住宅環境への配慮」規定を無視するかの態度は、法令の遵守義務にも反します。過去に市独自で県外資本の小売店を規制する条例の歴史に照らしても、地方自治法第 1 条の 2「地方自治体は、住民

の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」との自治体の基本に立ち返ることを求めます。

⇒【住民意見 2 に対する考え方の整理】

(1) 法・条例の考え方

「住民意見 1 に対する考え方の整理」に記載のとおり

(2) 地区計画との整合性について

当該店舗計画地（山崎一丁目）は、地区計画（羽鳥大門町）の範囲外である。

(3) 交通について

「住民意見 1 に対する考え方の整理」に記載のとおり

【住民意見 3】

(1) 大店法第 1 条「この法律は、大規模小売り店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売り店舗を設置する者により、その施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保する」と規定する。

①「生活環境の保持」とは、人間・生物に影響を及ぼす、地域の自然・社会環境などを広義の意味で「損なわず、保持する」と解すべき。

②「配慮」とは、「生活環境」に対し、現状の自然的・社会的な地域環境を「損なうことがないよう配慮」すると解すべき。

③「周辺環境」は、住宅地である当地域の生活スタイルは、夜 10～11 時が就寝時間である。

また、予定地西側の大門川は下水道の普及により水質の浄化も進み、アユの遡上、バイカモの繁茂がみられるなど、清流・大門川の水生物への影響も配慮されるべき。

(2) 大店法第 1 条の運用として、山崎店予定地の自然・社会・生活環境は、住宅地のため夜 10 時が周辺店舗の終業時間であり、「営業は夜 10 時まで」に「配慮」することは、出店企業としても地域社会の一員として当然である。

(3) 大店法第 10 条「届け出をした者は、その大規模小売り店舗の周辺の地域の生活環境の保持について適正な配慮をして小売り店舗を維持し及び、運営しなければならない」としている。この「運営しなければならない」規定は、届け出をした者に対し「配慮は義務」ともいえるもので、第 1 条と合わせ「生活環境の保持」するための具体的措置として「営業時間は夜 10 時まで」の地域住民の要望は実現されるべき。

特に、住居地域を夜型の町とする早朝 2 時までの営業は、静岡市の都市計画および総合計画にも反するものであり、予定地西側の大門町は「地域まちづくり条例」による「建築は 3 階・ワンルームマンション規制」等、住環境保持をめざす地区計画指定地である隣接地に早朝 2 時までの大型店舗は、静岡市のまちづくり計画の整合性からも容認されるべきではない。

(4) 静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第4条「商業施設の建設等を行う者は、良好な商業環境の形成に関する市条例の施策に適合させるよう努めるとともに、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民及び市とともに良好な商業環境の形成に努めなければならない」としている。また、条例・指針で、予定地は「良好な住宅環境、景観や沿道環境、景観への配慮に重点をおきつつ、まちづくりをすすめる」ため「生活型商業環境形成ゾーン」として「まちづくりの方向」を示している。

この条例に基づき、服織小学区自治会連合会、服織中学区青少年健全育成会、学校長等関係14団体・個人は「営業は夜10時」との意見書を静岡市に提出してきた。

以上、大店法及び、静岡市条例にある「地域社会の一員であることを自覚し市民および市とともに良好な商業環境の形成に努めなければならない」ことに鑑み、地域住民の総意である「生活環境を保持するため、夜10時閉店」を意見書として提出する。

⇒【住民意見3に対する考え方の整理】

(1) 法・条例の考え方

「住民意見1に対する考え方の整理」に記載のとおり

(2) 地区計画との整合性について

当該店舗計画地（山崎一丁目）は、地区計画（羽鳥大門町）の範囲外である。